

入札公告

事後審査型条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年6月10日

益子町長 広田 茂十郎

1 入札対象工事

- (1) 工事名 益子町民センター西側駐車場整備工事
- (2) 工事箇所 益子町大字益子地内
- (3) 工事概要 本工事は、益子町民センター西側に駐車場を整備する工事である。
道路土工 一式、擁壁工 一式
排水構造物工（側溝工） L=63.0m
舗装工（透水性舗装工） A=2,827 m²
防護柵工 L=145.0m
- (4) 工期 180日間
- (5) 予定価格 58,410,000円（税別）
- (6) その他 本工事は、低入札価格調査制度の適用対象工事である。

2 入札参加形態 単体による参加

3 入札に参加できる者の資格要件

益子町の令和7・8年度建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、開札日当日において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。（破産者など）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。（入札参加制限）
- (3) 令和7年度益子町建設工事入札参加資格の土木工事において、Aの格付を受けていること。
- (4) 益子町内に、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき設置された本社又は支店・営業所等があること。
- (5) 建設業法の規定に基づき本工事に対応する監理技術者（土木工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者）、又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (6) 平成27年4月以降に完成引き渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の元請けとして土木工事を施工した実績を有すること。
- (7) 建設業法第3条に規定する「土木一式工事」にかかる建設業の許可を有すること。
- (8) 国土交通省関東地方整備局、栃木県及び益子町建設工事等請負業者指名停止基準に基づく

指名停止の期間中でないこと。

- (9) 現場代理人及び監理（主任）技術者は、所属建設業者から入札参加申請書提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更正手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更正計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (11) 入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。

4 入札参加申請

- (1) この公告の工事の競争入札参加希望者は、あらかじめ次により入札参加申請書を提出しなければならない。
 - ① 申請する書類
事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）
 - ② 申請書の入手方法
益子町総務部総合政策課にて配布する。（益子町ホームページのビジネス・産業「入札・契約情報」の「入札公告」からもダウンロードできる。）
 - ③ 申請受付期間及び場所
期 間 本公告日から令和7年6月23日（月）まで（土・日・祝日を除く）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
場 所 益子町総務部総合政策課財務係（庁舎2階）
提出方法 持参又は郵送とし、メール、FAX等は受け付けない。
- (2) 申請期限日までに申請書を提出しない者は、この公告の競争入札に参加できない。

5 設計図書の閲覧

- (1) 閲覧期間及び場所
 - ① 期 間 本公告日から令和7年6月23日（月）まで
 - ② 閲覧方法 設計図書は、益子町ホームページのビジネス・産業「入札・契約情報」の「入札公告」からダウンロードできる。
 - ③ 問合せ先 益子町総務部総合政策課財務係 電話：0285-72-8829
- (2) 設計図書に関する質問
簡易な確認を除き、FAX又はEメールにより送信すること。
 - ① 受付日 令和7年6月17日（火）～6月18日（水）
午前9時から午後4時まで（送信後、必ず電話により着信確認を入れること）
 - ② 提出先 益子町教育委員会生涯学習課文化係
電話：0285-72-3101
FAX：0285-72-3110
Eメール：syougai@town.mashiko.lg.jp
 - ③ 回 答 令和7年6月20日（金）午後4時までに益子町ホームページ上に掲載する。

6 現場説明会 実施しない。

7 入札方法

- (1) 入札方法 持参による入札
- (2) 入札書及び入札用封筒
町指定の様式による
(益子町ホームページのビジネス・産業「入札・契約情報」の「入札・契約書式」を参照)
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67条）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、益子町財務規則（昭和40年規則第14号）及び益子町建設工事等執行規則（平成9年規則第19号）を遵守すること。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は1回までとする。
- (6) 提出した入札書の引換えまたは変更は認めない。
- (7) 最低価格者が2者以上になった場合には、その場でくじを実施し、落札候補者を決定する。

8 積算内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。なお、提出方法は、入札用封筒に入札書とともに同封すること。
- (2) 積算内訳書は設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。

9 入札（開札）日時等

- (1) 入札（開札）日時 令和7年6月25日（水）午前9時00分
- (2) 入札（開札）場所 益子町役場 203会議室（2階）
- (3) その他 予定価格を超える金額の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。当該落札候補者から徴収した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合は、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。
- (2) 入札参加資格の確認
落札者とするための入札参加資格の確認を開札後に行うので、落札候補者は次により入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ① 提出資料
 - ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式第2号）
 - イ 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認資料

- ウ 監理（主任）技術者の配置（別記１）
- エ 同種又は類似工事の元請けとしての施工実績（別記２）

オ 添付書類

- ・ 国家資格者証の写しまたは監理技術者資格者証の写し
- ・ 最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- ・ 建設業許可申請書別紙（建設業法施行規則様式第１号別紙）※営業所の場合
- ・ 施工実績を証する書面（工事カルテ（コリンズ）等）の写し

② 提出期限

入札参加資格確認資料の提出を求められた日の翌日から起算して２日（町の休日の日数は算入しない）以内とする。

③ 提出方法

入札参加資格確認資料については、直接持参すること。

- （３） 入札参加資格確認資料に基づく資格審査については、入札参加資格確認資料の提出期限日の翌日から起算して２日（町の休日の日数は算入しない）以内に行い、落札候補者を落札者として決定したときは、当該落札者に対して落札通知書を交付する。
- （４） 落札候補者は、入札参加資格が不適格となった場合は、通知を受けた日の翌日から起算して２日（町の休日の日数は算入しない）以内に、その理由について書面で問い合わせができる。
- （５） 落札候補者が提出期限内に入札参加資格確認資料を提出しないときは、当該落札候補者がした入札は無効となる。

１ １ 低入札価格調査制度に該当した場合

- （１） 低入札調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合、落札候補者の決定を保留し、基本調査を実施する。
- （２） 調査基準価格の設定

調査基準価格は、予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合は１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合は１０分の７．５を乗じて得た額）から１万円未満の端数を切り捨てた額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額（ただし建築工事及び設備工事はこれに１０分の９を乗じて得た額）に１０分の９．７を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に１０分の１を乗じて得た額を加えた額）に１０分の９を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

- （３） 失格基準価格の設定

当該最低入札価格者から提出された積算内訳書の内容が、次のいずれかに適合しない場合は、当該最低入札価格者を失格とする。

- ① 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに１０分の９を乗じて得た額）が、予定価格の算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあっては１０分の９を乗じて得た額）に１０分の７．５を乗じて得た額から１万円未満の端数を

切り捨てた額以上であること。

- ② 共通仮設費の額が、予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ③ 現場管理費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）が、予定価格の算定の基礎となった現場管理費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ④ 一般管理費等の額が、予定価格の算定の基礎となった一般管理費等に10分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ⑤ 入札書記載金額が、次に掲げるア～エまでの合計額からオを減じ、1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - ア 予定価格の算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 予定価格の算定の基礎となった現場管理費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
 - エ 予定価格の算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
 - オ 予定価格の算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

（4）低入札価格調査における積算内訳書の取扱いは次のとおりとする。

- ① 積算内訳書を提出しない者の入札は無効とする。
- ② 提出した積算内訳書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- ③ 積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、当該入札者を失格とする。特に、総額からの値引きなど根拠不明なものは認めない。

1 2 入札保証金等

（1） 入札保証金 免除

（2） 契約保証金 契約金額の10分の1以上

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（3） 支払い条件

前金払 請求できる。

中間前金払 請求できる。

部分払 請求できない。

1 3 請負契約書の作成 要する。

1 4 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
 - ② 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ③ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - ④ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
 - ⑤ 入札書の金額を訂正した入札。
 - ⑥ 入札書及び積算内訳書に記名押印がない入札。
 - ⑦ 積算内訳書が提出されない入札。
 - ⑧ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出した者であっても、入札時点において指名停止期間中である者など、資格のない者のした入札は無効とする。

1 5 契約の締結

本件は「益子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年条例第7号）第2条の規定に基づき益子町議会の議決後に契約を締結します。なお、落札者とは、その間仮契約を結ぶものとします。

1 6 その他

- (1) 入札に際し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を保留（中止、延期）とする場合がある。
- (2) 受注者は地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り益子町内の業者へ発注するよう努めること。
 - ② 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り益子町内の業者へ発注するよう努めること。
- (3) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書、資料の差替えは認めない。
- (4) その他詳細及び不明な点については、下記に照会すること。

① 公告の内容

益子町総務部総合政策課財務係

電話：0285-72-8829

FAX：0285-72-7601

Eメール：seisaku@town.mashiko.lg.jp

② 工事の内容

益子町教育委員会生涯学習課文化係

電話：0285-72-3101

FAX：0285-72-3110

Eメール：syougai@town.mashiko.lg.jp